

令和4年度 椎葉村サブリース物件改修事業設計プロポーザル実施要領

1 テーマ

コロナ禍の中、若い世代の人たちの地方移住への関心が高まっており、椎葉村もその秘境感から一定の移住ニーズがある一方、その住居の確保に苦慮している。若い世代のU・Iターン希望者にとって魅力的な居住環境は単なる改修では果たされないことから、空き家リノベーションの設計プロポーザルを実施し、移住促進を図ることを目的とします。

2 内容

リノベーション対象物件の2物件に対し、「改修設計デザイン」を提案していただきます。最優秀賞の受賞者は、実施設計及び工事監理業務受託事業者となります。

3 応募資格

- ①建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づき、登録を受けている建築士事務所であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③ 村が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱第4条の指名競争入札参加資格審査申請書（業務委託）を提出し審査を受けた者であること。または、応募期間中に審査を受ける事が可能な者であること。
- ④ 椎葉村入札参加資格業者の指名停止に関する要領（平成23年要領第2号）の規定による指名停止措置の期間中でない者があること。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- ⑥ 国税、都道府県税および市区町村税の滞納がないこと。

4 設計条件

■対象物件

物件条件①

平面図・写真：別添①

延床面積：100.51 m²

構造：木造平屋建て

建設年：昭和32年

物件条件②

平面図・写真：別添②

延床面積：238.01 m² ※設計対象は2階のみ（154.67 m²）

構造：木造2階建て

建設年：昭和49年・昭和60年（増築）

■提案範囲

1. 住居プラン（一部を住居以外の共用室等への活用なども可）
2. 色彩等住居のデザイン（事業費設定として主に内装を対象としているが、外装デザインも可とする）

■建設工事費上限額

2 物件の総額が 10,000 千円（消費税及び地方消費税を含む）とし、総額がこれを超えなければ、それぞれの物件の上限は設けない。

■委託業務上限額

当事業にかかる対象は 2 物件の実施設計及び工事監理業務とし、その委託業務上限額は 2,000 千円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

■その他

- ・ 建築基準法等の関連法規は順守してください。
- ・ 増築や外装、構造の大幅な改修は不可。
- ・ 実施設計の際には、性能、使い勝手、管理といった面を考慮し、仕様について提案と異なる調整をさせていただく場合があります。

5 審査用提出物

- ① 提案書：A 3 サイズ 片面横使い 4 枚以内もしくは A 2 サイズ 2 枚以内
提案内容は、設計主旨、図面、パース、模型写真、CG など設計意図を伝えるもので、表現は自由ですが立体化は不可
提出は紙媒体もしくは PDF データファイルを収めた CD-R または DVD-R にて提出ください。ファイル名は任意とします。

提出部数：7 部

- ② 設計履歴書

A 4 サイズ 片面縦使い 1 枚。書式は自由。

有資格の登録番号、今までに設計した物件の経歴（用途・規模等）を記載してください。

提出部数：7 部 データの提出は不要。

- ③ 見積書

様式は任意 ※審査の対象とはしません

- ④ 提出先

〒883-1601

宮崎県東臼杵郡椎葉村大字下福良 1762-1

椎葉村役場地域振興課 企画グループ

令和 4 年度 椎葉村サブリース物件改修事業担当

6 質疑応答

当プロポーザルの質問期間は令和 4 年 9 月 16 日までとし、下記メールアドレス

レスに送付するとともに、メール送付を行った事を下記担当まで電話にてお知らせください。

送付先メールアドレス：shiiweb@vill.shiiba.miyazaki.jp

担当連絡先：5 ③提出先と同様

7 スケジュール

公募開始 : 令和4年9月8日(木)

質問書の提出 : 令和4年9月16日(金)

質問への回答 : 随時 (最終回答 : 令和4年9月21日(水))

応募締め切り : 令和4年9月27日(火) 17時必着

審査 : 令和4年9月30日(金)

結果通知 : 令和4年10月4日(火) までに行う

実施設計終了 : 令和4年11月8日(火)

8 評価方法

①選定委員が、1次審査においては以下の点を審査基準に基づき、100点満点で審査を行い、審査項目の得点を合計し、得点の高い第1位から第4位の者を一次審査合格者とする。

※ 応募者が4者に満たない場合は、1次審査は行わず、2次審査のみの実施とする。

項目	内容
基本的な考え方・方針	テーマに沿って村が考える若い世代の移住促進に資するための考え方が明確に伝わる内容となっているか。
魅力向上	ターゲットのニーズやライフスタイルを考慮した居室の機能、デザイン、快適性の向上に資する内容となっているか。
長寿命化	メンテナンス性、可変性、更新世、耐久性、省エネルギー性などにも配慮した経年劣化への対応となっているか。
上記以外で評価できる点	その他、入居がある事での村への効果を生み出す工夫の提案、類似の実績など

②2次審査については、プレゼンテーションおよびヒアリングの内容を踏まえ、再度、合計100点満点で、審査を行う。

⑤ 本プロポーザルの審査における経緯及び結果についての異議申し立ては一切受け付けない。

9 留意事項

① 本プロポーザルの参加に係る一切の経費は、参加者の負担とする。

- ② 提出された企画提案書等は返却しない。
- ③ 1 参加者が複数の提案を行うことはできない。
- ④ 提出された書類のすべては、椎葉村に無断で本プロポーザル以外の目的に使用しない。
- ⑤ 提出された書類は、選定等に伴う作業等の必要な範囲において複製できるものとする。
- ⑥ 業務の実施に当たっては、契約書の定めに従い発注者と打ち合わせを行いながら作業を進める。企画提案書の内容は契約予定者選定にあたっての参考とするが、企画提案書の内容に従って作業を進めるわけではないので注意する事。
- ⑦ 本手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- ⑧ 提出書類に虚偽の記載をした場合には無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- ⑨ 企画提案書の受理後は、原則、差し替え等の訂正、記載内容の変更は認められない。
- ⑩ 提出書類のうち、提出条件を指定している書類の不備が認められた場合は、差し替えを求める場合がある。
- ⑪ 本件に関し、問い合わせや連絡が必要な場合は必ず書面又は電子メールにより行うものとし、電話では受け付けない。
- ⑫ 理由を問わず、本プロポーザル終了までの間は、選定委員、関係村職員との等業務に関わる接触を禁止とする。接触の事実が認められた場合には失格とする場合がある。
- ⑬ 参加者は、業務上知りえた個人情報やその他の秘密を他人に漏らしてはならない。
- ⑭ 応募作品については、著作権侵害やその他の疑義が発覚した場合は、すべて応募者の責任とする。
- ⑮ 本プロポーザル応募作品の著作権は応募者に帰属する